

令和 2 年 12 月 10 日

該当会員各位

日本行政書士会連合会
中央研修所
申請取次行政書士管理委員会

令和 2 年度内開催・申請取次関係研修会の中止及び中止に伴い令和 4 年 3 月末日までに届出済証明書の有効期限を迎える会員への更新措置について（お願い）

日頃より、本会事業に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、集合研修による申請取次関係研修会の開催について、中止を余儀なくされる状態が続き、皆様にはご迷惑をおかけしております。

開催を予定していた令和 3 年 1 月 29 日（金）名古屋（事務）・2 月 19 日（金）大阪（実務）・3 月 8 日（月）東京（事務）の研修会につきましても、感染が収束していない状況において、受講者や関係者の県を越境しての行き来のリスク等もあり、皆様の安全確保の観点から、中止することといたしました。

実務研修会中止に伴う更新措置につきましては、これまで「令和 3 年 3 月末日までに届出済証明書の有効期限を迎える会員」を対象にご案内してまいりました。当面の間、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式での開催を予定しておりますが、出入国在留管理庁と協議した結果、下記のとおり「理由書」提出による受講猶予の取扱いを延長することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、次年度の申請取次関係研修会につきましては、開催時期等詳細について検討を進めておりますので、ご案内までしばらくお待ちいただけますと幸いです。

何とぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 対象者 令和 3 年度内（令和 4 年 3 月末日）までに届出済証明書の有効期限を迎える会員
2. 措置内容 更新届出時に実務研修会の修了証（写し）の添付を免除します。その代替として、「令和 3 年度内までに実施される実務研修会を受講後、速やかに所属単位会に当該研修の修了証（写し）を提出する」旨の、別添「理由書」の提出を求めることといたします。
※前回までの措置内容の「研修会再開後の日行連が定める猶予期間中に実施される実務研修会」の猶予期間とは「令和 3 年度内」とします。
3. 更新手続 該当される会員の皆様におかれましては、更新必要書類（研修会の修了証書（写し）を除く必要書類）及び理由書を整え、更新手続を所属単位会に依頼されるようお願いいたします。なお、上記のとおり、指定期間内に実務研修を受講いただき、同研修の修了証（写し）を速やかに所属単位会宛に提出いただくようお願いいたします。

4. 留意事項とお願い

- 本措置については、所属単位会に対しても通知し、所管の地方出入国在留管理局に届出いただくようお願いしておりますが、上記修了証書を除く書類の提出を受けてからの対応となりますので、ご承知おきください。
- 所持している届出済証明書の有効期限以降、新たな届出済証明書の交付を受けるまで、地方出入国在留管理局への申請等はできませんので、ご留意ください。
- 前回までの更新措置において、中止に伴う理由書を提出していた方々につきましては、新しい理由書の再提出は不要ですが、上記措置内容のとおり、令和 3 年度内までに実施される実務研修会を受講いただく必要がございますのでご留意ください。

【別添】理由書（令和 2 年 12 月 10 日更新）

以 上